

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等人材力向上支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 交付条件

- (1) この補助金は、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
- ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
- イ 補助事業を中止しようとするとき。
- ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して30日を経過する日又は市長が指定する日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等人材力向上支援補助金実績報告書兼誓約書（様式第8号）を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (5) 市長が必要であると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第5号（第7条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等人材力向上支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等人材力向上支援補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市中小企業等人材力向上補助金中止承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止したいので、高松市中小企業等人材力向上補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により申請します。

中 止 の 理 由	
中 止 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等人材力向上支援補助金について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市中小企業等人材力向上支援補助金に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市中小企業等人材力向上支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。